

公共工事設計労務単価、設計技術員等基準日額 の適用について

滋賀県土木交通部では、令和4年3月1日より公共工事設計労務単価および設計技術員等基準日額（以下「新労務単価」という。）を改定しました。

令和4年3月1日以降の単価を適用して予定価格を積算している工事・業務委託等については、この新労務単価が適用されていますので、入札・見積り等を行う際にはご注意ください。